

第5期奈良市障害福祉計画

(第1期奈良市障害児福祉計画を含む)

(平成30年度～平成32年度)

概要版

平成30年3月

奈良市

目次

第1章	計画の概要.....	1
第1節	計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節	計画の基本理念.....	2
第3節	計画の位置づけ.....	2
第4節	計画の期間.....	2
第5節	計画の策定体制.....	3
第2章	障害のある人を取り巻く奈良市の現状.....	3
第1節	障害のある人の状況.....	3
第2節	障害福祉施策関連事業費決算額の推移.....	8
第3章	計画の成果目標（平成32年度末）.....	9
第1節	数値目標の設定の考え方.....	9
第2節	数値目標の設定.....	9
第4章	障害福祉サービスの見込み及び確保方策.....	13
第5章	障害児支援の見込み及び確保方策.....	14
第6章	地域生活支援事業の見込み及び確保方策.....	15
第7章	計画の推進に向けて.....	15
第1節	計画の推進体制.....	15
第2節	計画の点検・評価.....	16

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 計画策定の背景

<国の動向>

平成18年4月に、障害者自立支援法の施行により、身体、知的、精神障害者に対する福祉サービスの一元化、市町村を主体とした利用者本位のサービス体系への再編、障害者の一般就労の推進など新たな制度へと移行し、障害福祉計画策定が義務付けられました。平成22年12月に、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、応能負担（所得に応じた負担）を原則とする利用者負担の見直し、障害者の範囲に発達障害が含まれることの明確化、障害児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示され、平成24年4月に、障害者自立支援法に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立し、障害者の範囲に難病等を加えること、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われました。

また、平成24年には障害者総合支援法とともに、児童福祉法が改正され、障害児支援の強化のため障害種別で分かれていた体系の一元化が行われるなど、障害児の支援のあり方についても、さまざまな制度が変更されました。平成28年5月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（障害者総合支援法等一部改正法）が成立し、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

第5期計画の策定に向けて、平成29年「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改定され、「地域における生活の維持及び継続の推進」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「就労定着に向けた支援」「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」などが示されました。

<県の動向>

奈良県では、「奈良県障害者計画」に基づき、「障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援」、「ライフステージを通じた切れ目のない支援」を施策推進の2本柱に、障害者施策を総合的、計画的に推進しています。

2. 計画策定の趣旨

市町村は、国の指針に則して、障害福祉サービス等の目標と必要な量の見込み、サービス提供体制の整備方針を示す計画（障害福祉計画・障害児福祉計画）の策定が義務付けられています。

本市においても、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期、平成24年度から平成26年度までを第3期、平成27年度から平成29年度までを第4期として障害福祉計画を策定し、障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、計画的なサービスの提供のための基盤整備に努め、計画的に施策の推進を図ってきました。

「第5期奈良市障害福祉計画（第1期奈良市障害児福祉計画を含む）」（以下、本計画）は、第1期～第4期計画での成果や課題を踏まえ、また、障害者及び障害児の能力や適性に応じて、障害福祉サービス等の各種事業を総合的に提供するため、平成28年の児童福祉法改正で義務づけられた障害児福祉計画を含むものとして策定します。

本計画は、平成30年度から平成32年度における障害福祉サービス等に関する数値目標及び提供できるサービスの見込み量を設定し、障害者が地域で自立した生活を送れるよう本市における施策の一層の充実を図ろうとするものです。

第2節 計画の基本理念

障害者基本法第1条において、すべての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念を掲げています。

本市の障害者福祉も、この理念にのっとり、障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、様々な施策を講じる必要があります。

本計画の上位計画である第3次奈良市障害者福祉基本計画では、障害のある人と障害のない人が「ともに生きる」社会をめざし「すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念としており、本計画に継承するべきものと考えています。

よって、本計画では第3次奈良市障害者福祉基本計画の理念を基本理念とし、障害者福祉施策の推進に努めていきます。

すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

第3節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられ、この上位計画であり本市の障害者施策の目標を掲げる「第3次奈良市障害者福祉基本計画」の基本理念を実現するための実施計画として、生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めています。

また、本市のまちづくりの上位計画である「奈良市第4次総合計画」の部門別計画として、障害者の総合的な保健・福祉施策に関わる目標を掲げた計画としても位置づけられ、国の「基本指針」及び「奈良県障害者計画」、「第3次奈良市地域福祉計画」、「奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画」、「奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」との整合性を図り作成しています。

第4節 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針に定められています。このため本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間としています。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
奈良市障害者福祉基本計画	第2次計画		第3次計画						
奈良市障害福祉計画	第3期計画		第4期計画			第5期計画			
奈良市障害児福祉計画							第1期計画		

第5節 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、障害福祉関係者、学識経験者等による「奈良市障害福祉計画策定検討会議」を開催し、幅広く意見を求めました。

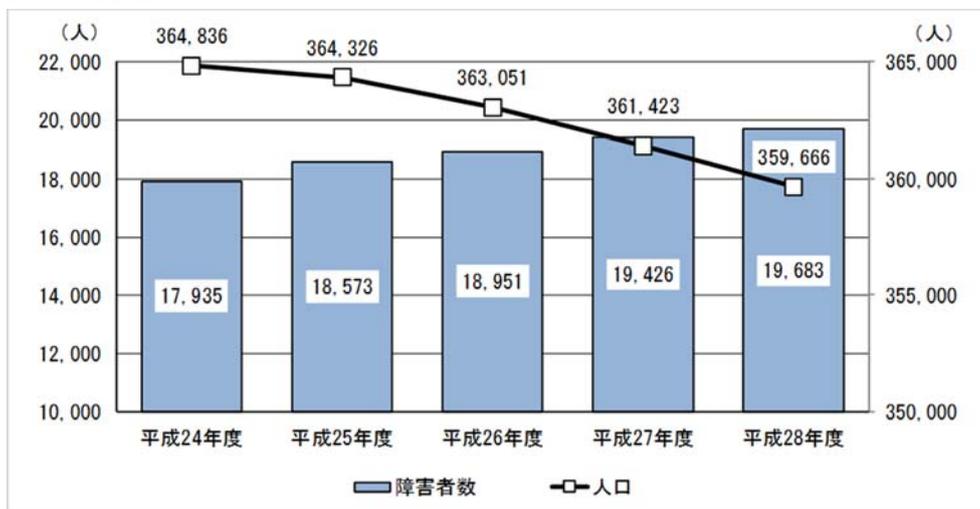
また、障害のある人の福祉に関する意識や意向及び生活や障害福祉サービスの利用などの状況を把握するため、障害のある市民及び障害福祉サービス事業者等へのアンケート調査を行い、障害福祉サービス、障害児支援、地域生活支援事業などの今後の見通しや確保の方策などの検討を進め、パブリックコメントを実施して、計画を策定しました。

第2章 奈良市における障害者の現状

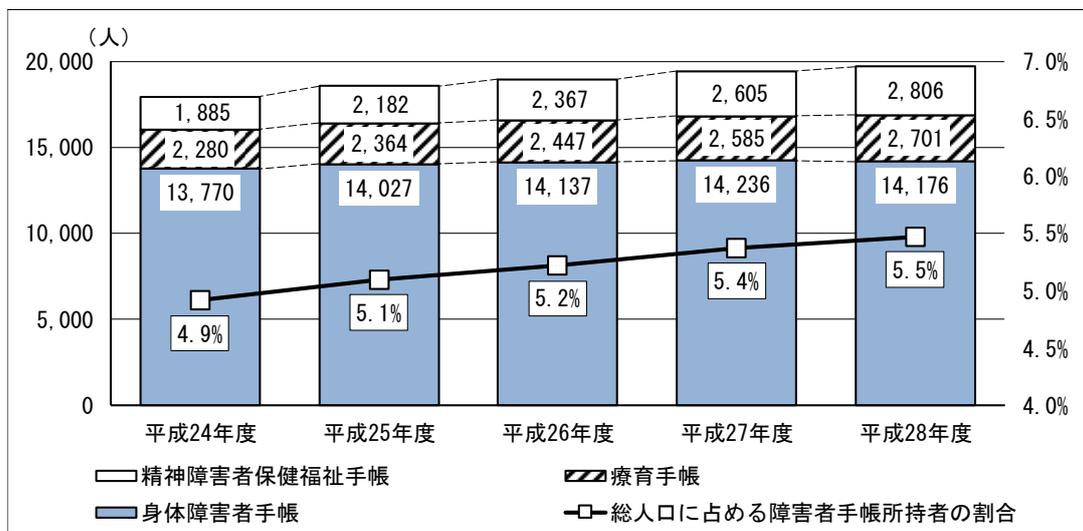
第1節 障害のある人の状況

1. 手帳所持者の推移

① 障害者手帳所持者の状況



※奈良市総人口：平成24年度～28年度は翌年度の4月1日現在 29年度は10月1日現在
 ※各手帳人数：平成24年度～28年度は3月末日（精神障害者保健福祉手帳は6月末日）現在



本市の手帳所持者は、身体障害者が平成27年度から平成28年度で僅かに減少したものの、平成24年度から平成28年度までの5年間では増加しており、療育、精神障害者保健福祉手帳所持者も年々増加しています。

3障害の手帳所持者総数は5年間で17,935人から19,683人へと1,748人増加し、総人口に占める手帳所持者の割合も4.9%から5.5%に増加しています。

3障害別の手帳所持者の割合は、平成28年度で身体72.0%、療育13.7%、精神14.3%となっており、身体障害者手帳所持者の占める割合が高くなっていますが経年的には、身体障害者の割合が減少傾向、知的障害者、精神障害者の割合が増加傾向にあります。

障害者手帳所持者の5年間の伸び (単位：人)

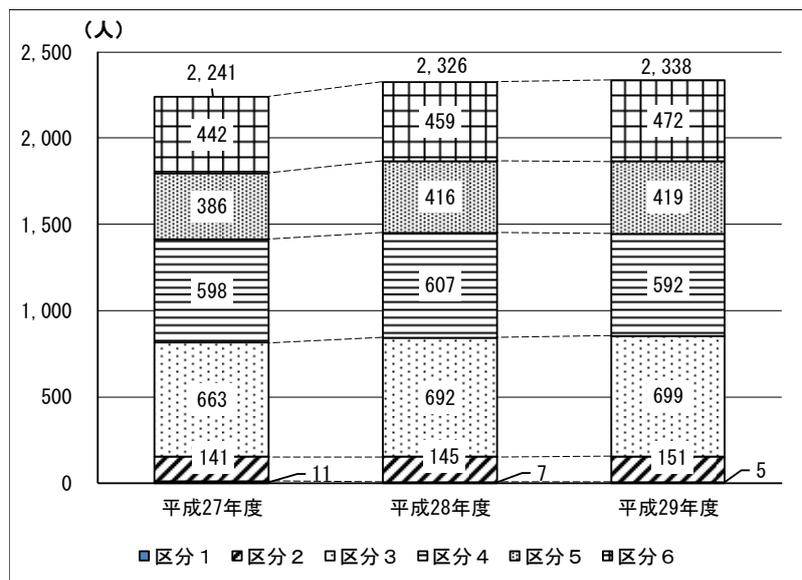
	平成24年度	平成28年度	増減率
身体障害者手帳	13,770	14,176	2.9%
療育手帳	2,280	2,701	18.5%
精神障害者保健福祉手帳	1,885	2,806	48.9%
障害者手帳所持者総数	17,935	19,683	9.7%

さらに、平成24年度から平成28年度の各手帳所持者の増加率は、身体障害者手帳所持者2.9%、療育手帳所持者18.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者48.9%と、精神障害者が大きく増加しています。平成29年度版障害者白書（内閣府発行）によれば、精神障害者数の推計は、人口千人当たり31人となっており、奈良市においても、手帳所持者数の増加傾向は今後も続くと思われます。

② 障害支援区分認定者の状況

全体の中では、中間層の区分3と区分4の占める割合が高くなっています。

平成27年度と平成29年度を比較すると、2,241人から2,338人へと97人増加しており、今後も精神障害者及び知的障害者の増加に伴い、障害福祉サービスの利用に必要な障害支援区分認定者は増加していくことが考えられます。



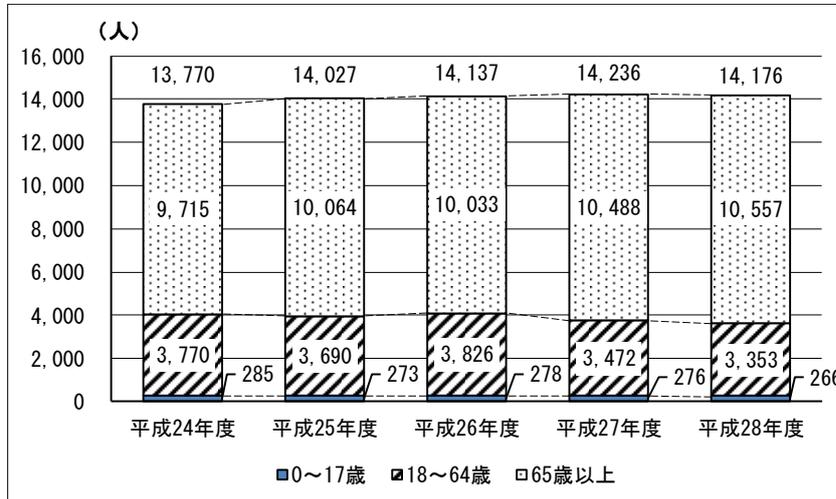
※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

2. 身体障害者の状況

① 年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

平成28年度の状況は、65歳以上が74.4%とかなりを占め、平成24年度の70.5%から3.9ポイント増加しており高齢化が進行しています。

高齢者人口の増加に伴い、加齢により身体機能が衰えることで身体障害者手帳を取得する事例が増えていることが、手帳所持者の高齢化が進んでいる理由の一つに挙げられます。

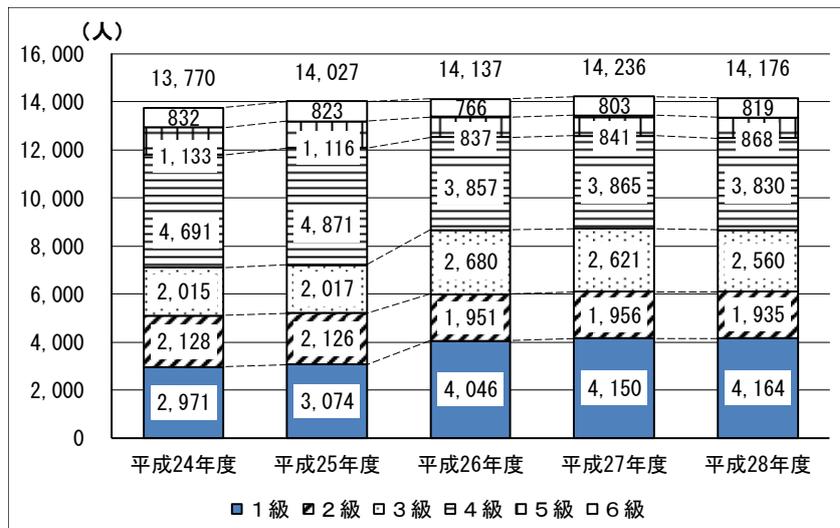


※各年度3月末日現在

② 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の各等級の占める割合を5年間でみると、1級では21.6%から29.4%と7.8ポイント増加し、3級も14.6%から18.1%と3.5ポイント増加しています。一方、4級では34.1%から27.0%と7.1ポイント減少しています。その他の等級では大きな変化は見られません。

全体に占める割合では1級が最も多く、平成28年度で29.4%となっています。また、重度障害者である1・2級を合わせた手帳所持者は、平成24年度の37.1%から5.9ポイント増えて、43.0%となっています。



※各年度3月末日現在

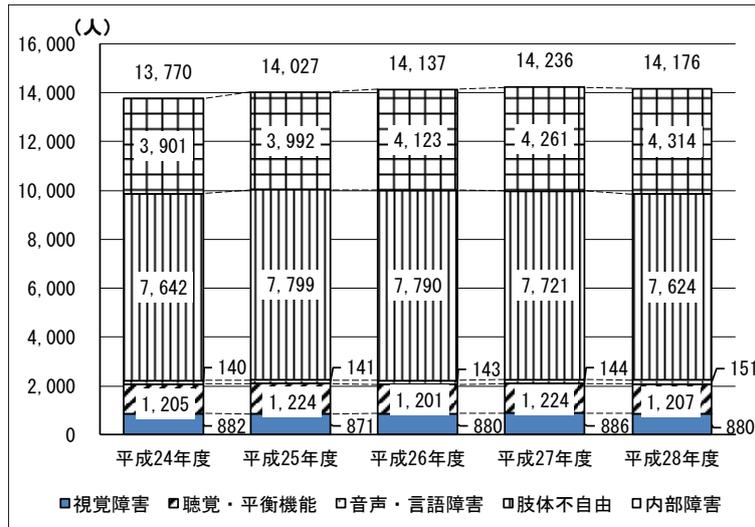
③ 障害種別ごとの身体障害者手帳所持者の状況

ここ5年間における身体障害者手帳所持者の障害種別ごとの割合は、内部障害の割合が微増しているほかに大きな変化はなく、肢体不自由が半数以上を占めて最も多くなっています。

加齢による衰えは足腰に現れることが多く、肢体不自由の高齢者が増加していること、また、人工関節、人工骨頭置換の施術数が増加していることがその理由として考えられます。

また内部障害の割合は、平成24年度の28.3%から平成28年度には30.4%と他の障害種別に比べると増加傾向にあります。

その理由としては、ペースメーカー植込術施術数の増加（心臓機能障害）や、人工透析患者の増加（じん臓機能障害）などが考えられます。



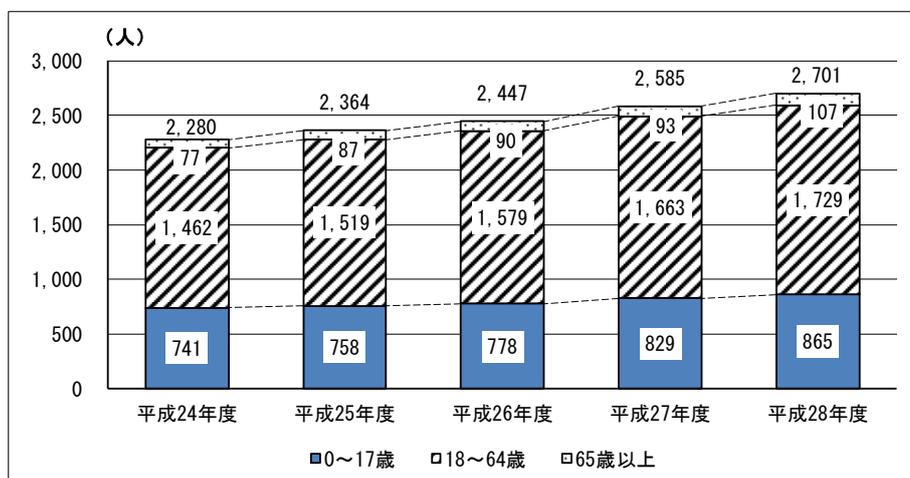
※各年度3月末日現在

3. 知的障害者の状況

① 年齢別の療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を年齢層別にみると、いずれの年齢層も増加傾向にあります。年齢別の割合は、過去5年間でほとんど変化していません。

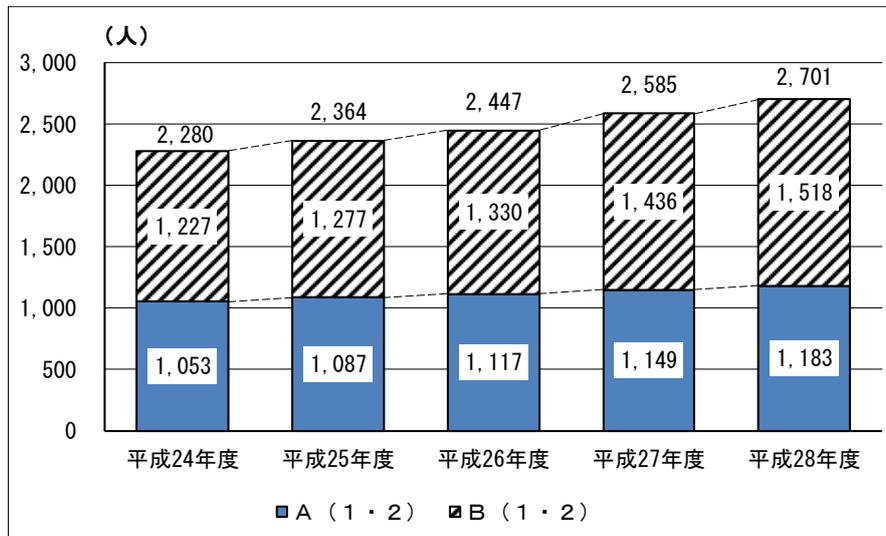
療育手帳は新規取得のほとんどが18歳未満の児童です。保健所や子ども発達センター、保育所、幼稚園、学校、事業所等の支援者が保護者の障害の気づきから受容へのサポートを丁寧に行うことで障害理解が進み、18歳未満での取得が増加していると考えられます。



※各年度3月末日現在

② 判定別の療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の判定別割合を平成28年度でみると、A判定が43.8%、B判定が56.2%となっています。過去5年間では、A判定が微減傾向、B判定が微増傾向にあります。

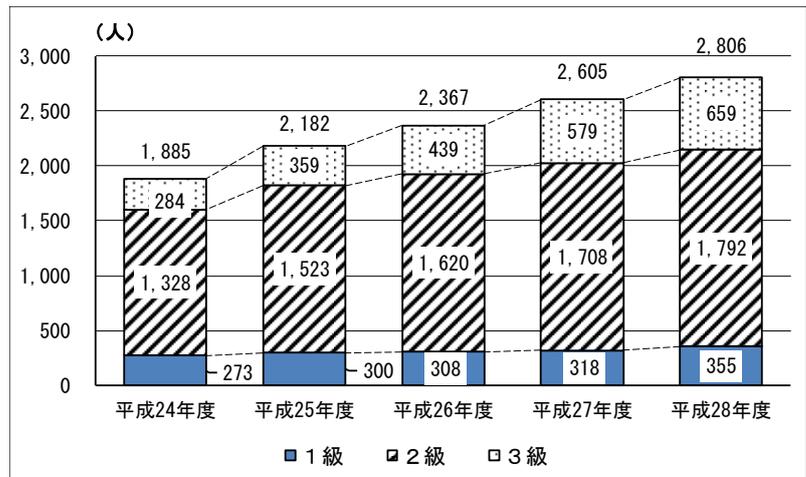


※各年度3月末日現在

4. 精神障害者の状況

① 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別の割合でみると、2級が特に多く60～70%を占めています。過去5年間の推移をみると、3級の割合が増加傾向にあります。



※各年度6月末日現在

② 障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者	3,712	3,970	4,168	4,265	4,572	4,763
増減率(対平成24年度)	—	7.0%	12.3%	14.9%	23.2%	28.3%

※各年度6月末日現在

障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者は、5年間で3,712人から4,572人へと860人増加しており、その増加率は23.2%で、手帳所持者の増加と連動していると考えられます。

自立支援医療の増加率に比べ、手帳所持者の増加率が48.9%と高くなっている理由として、これまで自立支援医療のみを利用していた人が、手帳を申請するようになったことなどが考えられます。

③ 精神障害者医療費助成受給資格者の状況

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (参考値)
1級	190	215	254
2級	0	1,123	1,334
合計	190	1,338	1,588

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方は平成27年8月診療分から、2級を所持している方は平成29年1月診療分から、入院及び通院の保険診療分にかかる医療費への補助を実施しています。

これにより、平成28年度から対象となった2級所持者の受給資格者数が大きく増えています。

5. 難病患者（指定難病特定医療受給者）の状況

(単位：人)

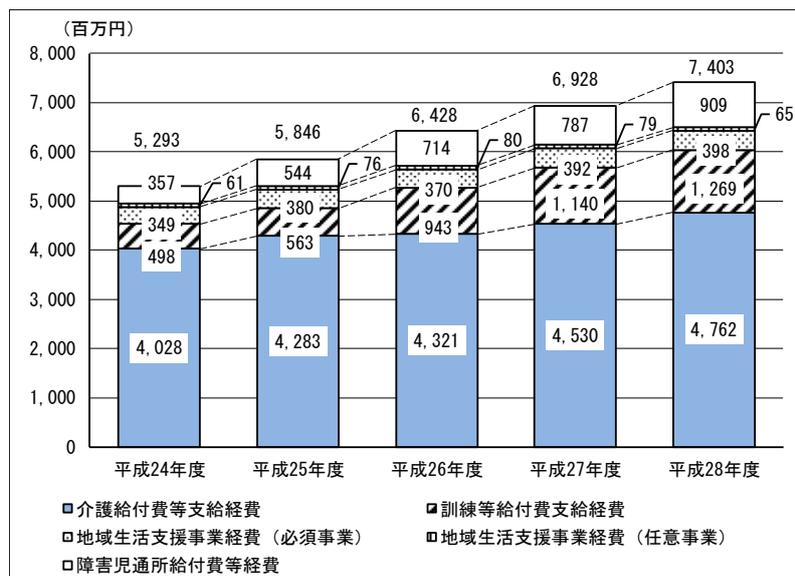
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (参考値)
受給者	2,656	2,828	2,930	3,188	3,279	3,175
増減率 (対平成24年度)	—	6.5%	10.3%	20.0%	23.5%	19.5%

※各年度3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

平成24年度から平成28年度の5年間で、2,656人から3,279人へと623人増加しており、率では23.5%増加しています。

第2節 障害福祉施策関連事業費決算額の推移

本市の障害福祉施策関連事業費は、障害者数の増加に伴いサービスの利用が毎年増加しており、平成24年度と平成28年度の事業費を比較すると約21億円増加しています。全般的に増加傾向が見られますが、日中活動系サービスの就労継続支援や、居住系サービスの共同生活援助、また、障害児通所支援の増加が大きくなっています。



第3章 計画の成果目標（平成32年度末）

第1節 数値目標の設定の考え方

本項目では、国が定める基本指針に即しつつ、本市の実状を鑑みて、障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な支援を行う観点から、地域生活の支援体制の構築や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標年度とする本計画において必要な障害福祉サービス、地域相談支援並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る数値目標を設定します。

第2節 数値目標の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、国の施設整備事業を活用し、グループホーム等の施設整備に努めます。一方、グループホームでは対応が困難な方など、施設入所による支援が不可欠な障害者がいるという現状を見据え、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所の確保についての検討を重ねます。

● 地域生活移行者の目標

目標値については、平成27、28年度の2か年で16人移行できた実績から年間8人の移行者数を見込み、3か年で24人が移行することとし、平成28年度末時点の施設入所者数の7%以上が地域生活へ移行することをめざします。

地域移行希望者の実態把握と課題の整理に努め、地域移行支援サービス事業の実施を事業所に促すとともに、事業の啓発に努めます。

【国の基本指針】

平成28年度末の施設入所者と比較した平成32年度末時点での地域生活に移行する者の割合を9%以上とする。

【目標】

【基準】平成28年度末入所者数 331人	地域移行者数（平成32年度末） 24人（7%）
----------------------	-------------------------

● 施設入所者の目標

引き続き、施設入所者の地域移行を進めることで入所者数の削減は一定見込まれますが、介護者の高齢化などの理由により、現在の社会資源では地域生活を続けられなくなる障害者がいること、また、障害児入所施設の利用者で18歳に達したことにより移行先が必要になることなどにより、新たな入所者の増加が見込まれるため施設入所者の削減数については目標を設定しないこととしました。

【国の基本指針】

平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減

【目標】

【基準】平成28年度末入所者数 331人	地域移行者数（平成32年度末） 設定しない
----------------------	-----------------------

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合い等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

本市においては、平成26年より奈良市地域自立支援協議会の地域生活支援部会、平成27年からは奈良市精神保健福祉連絡協議会とも連携して地域への移行に向けた協議をすすめており、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域生活基盤の整備や関係者の連携による重層的な支援体制の構築などの取り組みを進めていきます。

【国の基本指針】

全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

3. 地域生活支援拠点等の整備

【目標】

障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するため、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を本市の実情に応じて平成32年度末までに1か所整備します。そのために、本市のニーズや既存のサービスの整備状況などに応じ、多機能拠点整備型や面的整備型などの整備手法など具体的なあり方について、奈良市地域自立支援協議会などを活用し、検討する場を設定し、整備に向けて取り組みます。

【国の基本指針】

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点を整備

4. 福祉施設からの一般就労への移行等

今まで継続してきた奈良市地域自立支援協議会就労支援部会への参加や必要な情報提供を今後も続け、ハローワーク等の国の機関、就労移行支援事業などの事業所及び市が一体となり、就労するための支援及び定着するための支援を行います。

● 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の増加目標

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、一般就労への移行に向けて、地元企業とのつながりを活かした新たな取り組みを進めることとし、国の基本指針に則して、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍とすることを基本とします。

【国の基本指針】

平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍が福祉施設から一般就労へ移行

【目標】

【基準】平成28年度実績	32人	福祉施設利用者の一般就労への移行者数	48人
--------------	-----	--------------------	-----

● 就労移行支援事業の利用者の増加目標

一般就労に移行する者の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、サービスの性質上2年間の有期のサービスであり平成27・28年度の一年度毎に約80人で推移していることから、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の1割以上増加することとします。

【国の基本指針】

就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の利用者から2割以上増加

【目標】

【基準】 平成 28 年度実績 81 人	就労移行支援事業利用者数 90 人
-----------------------------	-------------------

● 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加目標

一般就労に移行する者の目標値を達成するため、事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、事業所ごとの就労移行率については、国の基本指針に則して、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざすものとします。

【国の基本指針】

就労移行支援事業所の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

【目標】

移行率が3割以上の事業所	6 箇所 (50%)
--------------	------------

● 職場定着率の目標

就労定着を推進するため、就労定着支援事業の定着率に関する成果目標は、国の基本指針に則して、就労支援開始後1年後の職場定着率80%を目標とします。

【国の基本指針】

就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%

【目標】

就労定着支援による支援開始	目標値
1年後の職場定着率	80%

5. 障害児支援の提供体制の整備等

● 児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置

児童発達支援センターは奈良市に4か所あります。それぞれのセンターは各機関の特徴を生かしながらその役割を発揮されていますが、今後さらに専門機能の強化や通所事業所との緊密な連携を図り障害児の支援体制が向上するよう連携を図っていきます。

【国の基本指針】

児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置

● 保育所等訪問支援の充実

【目標】

保育所等訪問支援事業所の設置は1か所を目標とし、庁内関係機関や障害児通所支援事業所

等と連携を図り利用しやすい体制の構築を図ります。

【国の基本指針】

保育所等訪問支援を利用できる体制を全ての市町村で構築

- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
主に重症心身障害児の発達支援を行っている市内事業所は、児童発達支援事業所は3か所、放課後等デイサービス事業所は4か所あります（平成30年1月時点）。今後も事業所における支援の質の向上や身近な地域で利用できるよう各事業所と連携を図りながら支援の提供を行っていきます。

【国の基本指針】

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
現在設置されている奈良市地域自立支援協議会こども部会等での連携会議の充実と保育等とも連携を図り医療的ケア児の支援について協議を行います。

【国の基本指針】

平成30年度末までに、市町村及び圏域ごとに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

第4章 障害福祉サービスの見込み及び確保方策

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に即して見込量を設定します。また、当該見込量については、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう、近年の実績及び伸び率、アンケート調査結果、地域の実情を踏まえて設定します。

訪問系サービス

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	人	956	1,017	1,081
	時間	18,055	18,832	19,642
重度訪問介護	人	46	50	52
	時間	8,314	9,645	11,189
同行援護	人	110	119	128
	時間	1,782	2,027	2,305
行動援護	人	228	237	248
	時間	4,491	4,559	4,628
訪問系サービス（合計）	人	1,340	1,423	1,509
	時間	32,642	35,063	37,764

※人：月あたりの利用者数 時間：月間の延利用時間

日中活動系サービス

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人	1,142	1,187	1,233
	人日	20,610	21,662	22,767
自立訓練（機能訓練）	人	11	11	11
	人日	167	167	167
自立訓練（生活訓練）	人	56	57	58
	人日	1,030	1,053	1,076
就労移行支援	人	83	85	89
	人日	1,297	1,336	1,377
就労継続支援（A型）	人	207	228	251
	人日	4,139	4,587	5,083
就労継続支援（B型）	人	374	421	472
	人日	6,081	7,146	8,397
就労定着支援	人	5	6	7
療養介護	人	54	56	59
短期入所（福祉型）	人	220	243	267
	人日	1,887	2,061	2,249
短期入所（医療型）	人	19	21	24
	人日	89	99	110
短期入所（合計）	人	239	264	291
	人日	1,976	2,160	2,359

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

居住系サービス

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	5	6	7
共同生活援助（グループホーム）	人	228	248	270
施設入所支援	人	352	352	352

※人：月あたりの利用者数

相談支援

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	年間対象利用者数	2,500	2,600	2,700
	人	570	600	620
地域移行支援	人	13	13	13
地域定着支援	人	13	20	20

※人：月あたりの利用者数

第5章 障害児支援の見込み及び確保方策

障害児が適切な支援を受けることができるよう療育の場や相談支援体制の充実に努めます。現在、通所事業所は充足していますが、支援の質の向上のため児童発達支援及び放課後等デイサービスのガイドラインを遵守するよう啓発に取り組みます。障害児相談支援は、子どもの特性や困りごとなどを把握し、支援利用計画の作成やモニタリングなど適切かつ丁寧な関わりが必要とされますが、利用者数が増加するなか相談支援専門員の負

担も大きくなっています。奈良市地域自立支援協議会・奈良市障がい児通所支援連絡協議会等と連携し療育の場の質的向上や相談支援体制の充実に努めます。

サービス名		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児支援	児童発達支援	人	351	414	473
		人日	2,915	3,438	3,927
	医療型児童発達支援	人	2	2	2
		人日	18	18	18
	放課後等デイサービス	人	690	804	918
		人日	6,270	7,994	9,123
	保育所等訪問支援	人	3	3	3
		人日	9	9	9
	居宅訪問型児童発達支援	人	6	6	6
		人日	54	54	54
	障害児相談支援	年間対象利用者数	1,017	1,210	1,439
		人	220	261	310

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		4	8	12

第6章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

地域生活支援事業の成果目標については、個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）等と組み合わせて実施することや地理的条件や各種社会資源の状況を勘案し、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう障害福祉計画の実績等を踏まえ設定します。

事業名・事業内容		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業		講演会等参加者数（人/年）	400	450	500
自発的活動支援事業		助成団体数（件/年）	1	1	1
障害者相談支援事業		延件数（件/年）	46,000	47,000	48,000
		委託箇所数（箇所）	8	8	8
市町村相談支援機能強化事業		委託箇所数（箇所）	5	5	5
療育指導事業		委託箇所数（箇所）	2	2	2
成年後見制度利用支援事業		助成件数（件/年）	21	23	26
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	延支援件数（件/年）	2,700	2,700	2,700
		通訳者登録者数（人/年）	21	21	21
	要約筆記者派遣	延派遣数（件/年）	39	42	44
		筆記者登録者数（人/年）	8	8	8
	手話通訳者設置	設置者数（人）	4	4	4
	重度障害者入院時意思疎通支援事業	延支援時間（時間/年）	1,800	1,800	1,800
		支援員登録者数（人/年）	12	12	12
介護・訓練支援用具		延給付件数（件/年）	45	47	49
自立生活支援用具		延給付件数（件/年）	86	89	92
在宅療養等支援用具		延給付件数（件/年）	58	59	60
情報・意思疎通支援用具		延給付件数（件/年）	119	122	125
居宅生活動作補助用具		延給付件数（件/年）	12	13	14
排泄管理支援用具※		延給付件数（件/年）	9,000	9,400	9,800
手話奉仕員養成研修事業		入門講座修了者数（人/年）	40	40	40
		基礎講座修了者数（人/年）	20	20	20
移動支援事業		実利用者数（人）	1,100	1,150	1,200
		平均利用時間（時間/月）	7,500	7,700	7,900
地域活動支援センター事業		平均利用者数（人/月）	53	54	55
		箇所数（箇所）	2	2	2

※継続的に給付する排泄管理支援用具（ストマ装具及び紙おむつ等）の件数は、1か月分を1件としています。

第7章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

本計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健、医療、相談支援、療育、教育、就労など多岐にわたっています。

障がい福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、当事者等との連携を図るとともに、障害のある人やその家族等のニーズや状況を的確に把握して効率的な計画の推進を図ります。

また、当事者団体、障害福祉関係者、関係機関等で構成される奈良市地域自立支援協議会とは、地域における課題を共有し、より連携を強め、障害者及び障害児等への支援体制の整備に努めます。

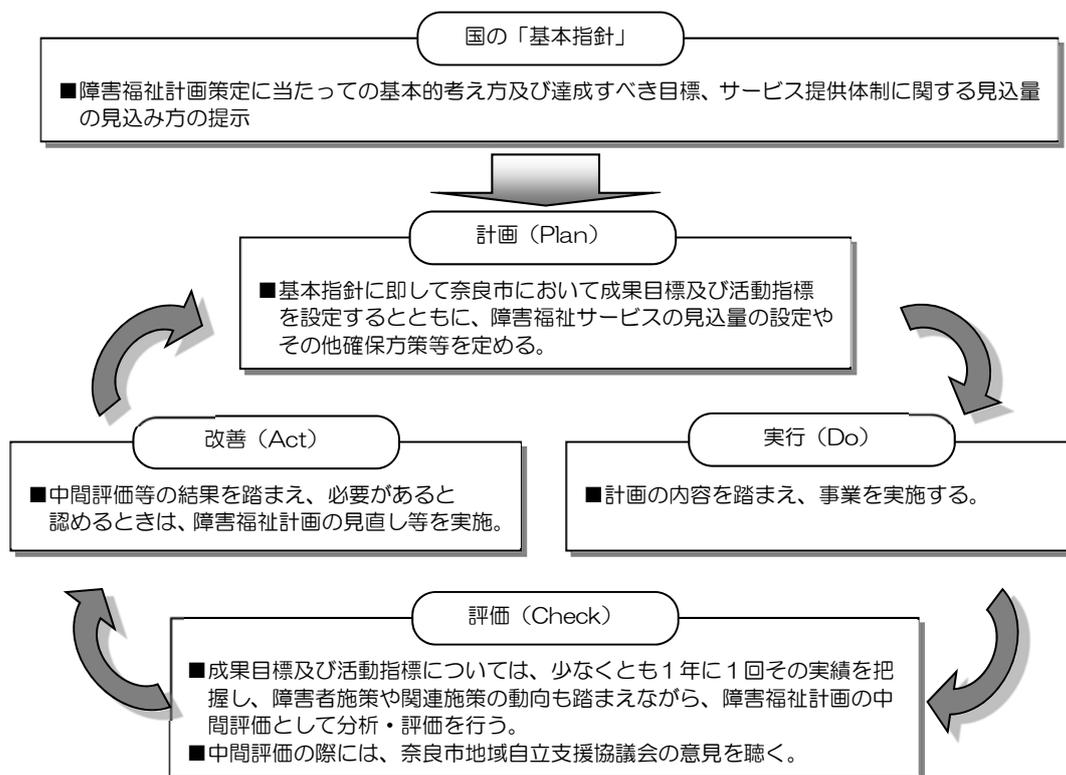
第2節 計画の点検・評価

本計画においては、平成32年度を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、平成30年度から平成32年度までの各年度における取り組みの状況を分析するための指標として、障害福祉サービス等各事業の見込み量を活動指標に設定し、目標の達成状況と関連するサービス等の実施状況を明らかにして、計画の進捗管理を行うこととします。

各事業の実施状況を確認し、本計画に基づく施策を計画的に推進するため、奈良市地域自立支援協議会との連携のもと、毎年度、進捗状況についてPDCAサイクルによる点検・評価を行い、今後の取り組みを検討します。

※PDCAサイクル……様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくもの

〈障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス〉



第5期奈良市障害福祉計画
(第1期奈良市障害児福祉計画を含む)
(平成30年度～平成32年度)
概要版

平成30年3月発行

編集・発行 奈良市福祉部 障がい福祉課

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL 0742-34-4593
FAX 0742-34-5080

